

区長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により区長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が300万円以下のもの
- 2 区が当事者である和解で、その価額が300万円以下のもの
- 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの
- 4 議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年品川区条例第1号）第2条の規定により議会の議決を得た工事または製造の請負契約に係る契約金額の変更で、その変更する金額が当該議決を得た契約金額の100分の5以内のもの

なお、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項に基づく区長の専決処分について（昭和59年10月3日議決）」は、廃止する。

新旧対照表

新	旧
<p><u>区長の専決処分事項の指定について</u></p> <p style="text-align: right;">令和4年〇月〇日議決</p> <p><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により区長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が300万円以下のもの 2 区が当事者である和解で、その価額が300万円以下のもの 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの 4 <u>議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年品川区条例第1号）第2条の規定により議会の議決を得た工事または製造の請負契約に係る契約金額の変更で、その変更する金額が当該議決を得た契約金額の100分の5以内のもの</u> <p><u>なお、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項に基づく区長の専決処分について（昭和59年10月3日議決）」は、廃止する。</u></p>	<p><u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項に基づく区長の専決処分について</u></p> <p style="text-align: right;">昭和59年10月3日議決</p> <p><u>次の事項は、区長が専決処分することができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区が提起する訴えで<u>あつて</u>、その訴訟の目的の価額が300万円以下のもの 2 区が当事者である和解で、その価額が300万円以下のもの 3 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が300万円以下のもの <p><u>なお、「和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について」（昭和59年3月29日議決）は、廃止する。</u></p>